平成 30 年度

岩国市一般廃棄物処理実施計画

平成 30 年４月

岩　国　市

平成30年度岩国市一般廃棄物処理実施計画

第１章　基本的事項

１　目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第140号）に基づき平成26年３月に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に掲げるごみの発生・排出削減目標等の達成に向けて、市民・事業者・行政が協働・共創して、地域の環境を守り、もって地球環境の保全に寄与するという信念の下、様々な施策に取り組むため、平成30年度岩国市一般廃棄物処理実施計画を、次のとおり定めます。

２　計画期間

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

３　発生量及びリサイクル率

⑴　固形状一般廃棄物

区　　分	平成29年度 見込	平成30年度 計画
発　　生　　量	44,850,123kg	43,681,000kg
リ サ イ ク ル 率	26.7%	27.6%

⑵　液状一般廃棄物

区　　分	平成29年度 見込	平成30年度 計画
し　　尿	6,865kl	5,512kl
浄 化 槽 汚 泥	42,550kl	37,602kl

第２章　ごみ処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる３つの基本理念①３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②市民、事業者、行政の協働・共創による取り組みの推進③地球環境保全の推進の下、(1)ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進、(2)ごみの適正処理の推進、(3)環境美化の推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然環境と都市が共生するまち～持続可能な循環型社会の形成～』の実現を目指します。

1　目標達成に向けての具体的な施策

⑴　ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進

①ごみの発生・排出削減

項　目	施　策	
1 市民･事業者意識の向上（人づくり）	環境教育の充実（出前講座）	子供のうちから環境に対する意識を根付かせるため、環境教育として、市職員が学校等に出向きごみ減量等の啓発を行う「出前環境講座」を実施する。 また、「地球温暖化を考える会」等市民団体と協働し、自治会等に対して、広報いわくにやホームページなどで積極的にＰＲをすることで講座の申込数と参加者を増やし、地域ぐるみの環境教育の充実を図る。また、参加者を対象にアンケート調査などを行い、効果の把握や内容を見直し充実を図る。
	ごみ処理体験学習（施設見学等）	ごみの処理や有効利用等に関する学習の場として、ごみ処理施設の見学やごみ処理の体験による環境学習を充実させ、ごみの減量・分別の意義などについて認知度向上を図る。 また、見学者数を増やすため、広報いわくにやホームページ等でＰＲする。
	広報ビデオ･ＤＶＤの貸し出し	広報ビデオ・ＤＶＤを貸し出し、公民館活動や学校教育に役立てるなど、市民のごみ処理などに関する知識向上を図る。 また、ホームページ上でも視聴できるようにすることで利用者の利便性を確保している。
	ごみ減量等資料の展示	毎年開催している「岩国環境フェスタ」や「エコフレンズまつり」等において、ごみ減量やマイバック持参等の資料を展示しＰＲする。 展示内容については、より見やすく、実践しやすいように工夫し、市民のごみ減量等に対する意識向上を図る。
	広報･ホームページ等から情報発信	広報いわくにやホームページに、分別やリサイクル、食品ロス削減等に関する記事を掲載。 また、市役所玄関前の大型映像装置を活用して市民に有用な情報を発信する。

	NPO法人エコフレンズいわくにの取組推進	岩国市リサイクルプラザを拠点に、ごみ・環境問題に関する様々な啓発活動を行っているNPO法人エコフレンズいわくにを支援し、市民へのごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取組の実践を推進していく。 （活動内容） リサイクル講座／広報・調査研究／修理再生・展示販売／環境イベント開催／おもちゃの病院
	事業系ごみの減量に関するパンフレット	事業系ごみの発生・排出抑制やリサイクルに積極的に取り組んでもらうことを目的にパンフレットを配布するとともに、平成31年度から本稼動予定の新ごみ焼却施設「サンライズクリーンセンター」の案内チラシを同封する。 また、一定規模以上の小売店等には「廃棄物管理責任者の選任」及び「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付け、ごみ減量・資源化の取組を推進する。
	ごみ減量等推進協力員制度	地域におけるごみ排出の適正化とごみ減量の推進のため、「ごみ減量等推進協力員」を委嘱する。 協力員を対象にした施設見学会の実施等により協力員の育成を行い、地域一体となったごみ減量等の取組を推進する。
	スーパーマーケット等における減量活動	スーパーマーケット等の販売店に対して容器包装の自主回収・簡易包装の協力を要請し、これによってごみの減量等を進める。
	生ごみ処理機器購入補助金交付制度	生ごみ処理機器の購入費用補助制度により一般家庭への処理機器の普及を図る。また、利用実態を調査し、有効利用の方法等を公表して利用促進を図る。 年間補助基数200基以上を目標とし、市民への積極的な広報活動（広報いわくに・ホームページ・市政番組・大型映像装置・イベントでの啓発、家電量販店等にチラシやポスターの設置）を行い、利用者数増加を図るとともに、利用者に対してアンケートを行い、補助金交付要綱の改訂等も検討する。

	岩国市環境審議会の開催	岩国市環境審議会に一般廃棄物処理基本計画の改定案、施策展開等について意見を求める。 また、ごみ減量等に向けた施策展開等に関して、審議会において調査・審議し、実施計画等に反映させる。
	指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）	指定ごみ袋制度の意義や効果について啓発を行う。また、ごみ処理手数料に関する調査・検討を行うとともに、今後の消費税率の引上げに伴うごみ処理手数料の変更についても検討していく。
	マイバッグ持参運動の推進	レジ袋削減やマイバッグ持参運動の取組を推進する。 また、レジ袋有料化に関して引き続き販売店への協力要請を行う。

②ごみのリサイクル

項　目	施　策	
1 分別収集の徹底	パンフレット類の発行	「ごみ収集カレンダー」を作成（外国人用の外国語版を含む）・配布する。転入者への配布とＰＲも行い、分別徹底の啓発に努める。 また、平成 31 年よりごみカレンダーの開始月を 1 月から 4 月に変更するため、本年は 15 か月分のカレンダーを掲載している。
	広報ビデオ、DVD の貸出し（再掲）	「１市民・事業者意識の向上（人づくり）」と同様。
2 リサイクルの推進	焼却余熱の利用	ごみ焼却施設で発生する余熱を暖房や温水プールの熱源として利用する。 また、生ごみの水切り方法や水切りによる燃焼効率の向上について啓発を行う。 新ごみ焼却施設では、サーマルリサイクル等を視野に入れた余熱利用を計画する。
	焼却残渣の有効利用	ごみ焼却施設の焼却灰をセメント原料として有効利用する。 今後も焼却灰の資源化率 95 パーセント以上を維持する。
	廃棄物系バイオマスの利活用	新ごみ焼却施設で計画している余熱発電により、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用が安定的に行えるよう、分別徹底の啓発を推進する。

⑵　ごみの適正処理の推進

項　目	施　策	
1 収集運搬計画	収集運搬体制の構築	新ごみ焼却施設の供用開始に伴う新たな収集運搬体制を確認し、引き続き効率的な体制作りを検討する。 また、ペットボトルの定期収集を行う体制を検討する。
	市民サービスの維持・向上	介護が必要な人や障害のある人、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査する。 平成 30 年度より利用開始となるスマートフォン向けアプリ「いわくに市民ニュースアプリ」に、ごみカレンダー及びごみ分別検索機能等を備えることで、市民がより便利に且つより確実にごみの分別、ごみ出しを行えるサービスを提供する。
	事業系ごみ搬入指導	事業者に対しごみの発生･排出削減を指導する。 また、施設において搬入時の確認や不適物検査を実施し、ごみ排出事業者・収集運搬許可業者に対して分別徹底の指導を行う。
	事業系ごみ収集運搬業の許可	事業系ごみの収集運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものとしており、本市で処分することが困難なごみを限定的に収集運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとする。
2 中間処理計画	新ごみ焼却施設整備	岩国市第一工場の老朽化に伴い、ごみ処理の集約化と合わせて、焼却処理に伴う熱エネルギーを最大限活用するため、発電設備等を備えた新ごみ焼却施設の整備を進める。 また、新ごみ焼却施設の本稼動の後、第一工場は廃止・解体を行うこととなるため、これに係る財源の確保、跡地の利用方法等を検討していく。
	リサイクルプラザの機能改善	施設老朽化や搬入されるごみの性状変化に対応するため機能改善を検討する。
3 最終処分計画	既存処分場の活用	既設処分場について､残余容量や処分状況から、早期に終了し跡地利用を目指す施設、継続して埋立てを行う施設等、施設ごとの方針に基づき活用を行う。

	現有処分場の適正管理	廃棄物処理法に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努める。
4 その他の計画	在宅医療系廃棄物対策	パンフレットやホームページ等による啓発や、医療機関等との連携を図り「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省)に従い、在宅医療系廃棄物の適正処理を推進する。
	災害ごみ対策	平成 29 年度実施された環境省モデル事業の成果を踏まえ「岩国市災害廃棄物処理計画」の策定を行う。

・重点施策について

① 収集運搬体制の構築

ごみの収集運搬体制について調査・検討を行い、新ごみ焼却施設が稼動するまでの間に効率的な体制を構築していくものとします。

② 新ごみ焼却施設の整備

平成 31 年 4 月 1 日からの本稼動を目指し、引き続き、建設工事を推進します。

③ リサイクルプラザ整備事業

平成 11 年 4 月の供用開始から 19 年が経過し、処理機械の老朽化や処理能力不足が見受けられます。また、特定家庭用機器再商品化法や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律等の施行により、施設の設備とごみ質が合わなくなっているので、現状はもとより将来を見据えた施設の整備及び設備の更新内容の検討を行います。

④ 一般廃棄物処理基本計画の見直し

平成 26 年 3 月に策定した岩国市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）に従い、同計画の見直しを行います。

⑶　環境美化の推進

項　目	施　策	
環境美化の推進	思いやりのある行動の促進	環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動における顕著な功労があった市民又は団体に対し、顕彰を行う。
	不法投棄対策	不法投棄に対して、防止に関する啓発パンフレットの配布や看板の設置、広報いわくにやホームページでの啓発を行うとともに、市民と協力して、不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を作る。 また、定期的なパトロールを継続するとともに、市民や各地区の環境衛生団体、警察等関係機関と連携して、不法投棄の防止を図る。

⑷　施策展開

市民や事業者の意識向上、取組を実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画の施策スケジュールに沿って施策を展開します。

２　固形状一般廃棄物の種類及び分別の区分

次に掲げる全 20 種類の分別収集を行います。なお、リサイクル対象品は、③から⑳までとします。

<table>
<tr><th>排出者別</th><th colspan="2">種　類</th><th>収集方法</th><th>収集主体</th></tr>
<tr><td rowspan="9">家庭系ごみ</td><td rowspan="8">収集</td><td>①　焼却ごみ
②　陶磁器及びガラス類
③　プラスチック類
④　金属類及び破砕ごみ
⑤　びん類
⑥　かん類</td><td>指定袋による定点収集</td><td rowspan="2">市（直営・委託収集）</td></tr>
<tr><td>処理困難ごみ
⑦　乾電池、ボタン電池、コイン電池、充電式電池、水銀式体温計、水銀が付いた物
⑧　蛍光管、水銀が付いた物
⑨　ガスライター・スプレー缶類
⑩　カセットテープ・ビデオテープ類及び石灰系乾燥剤</td><td>ビニール袋等</td></tr>
<tr><td></td><td>⑪　ペットボトル</td><td rowspan="2">（拠点回収）</td><td>市（直営・委託収集）</td></tr>
<tr><td></td><td>⑫　食品トレー</td><td>回収協力店による自主回収</td></tr>
<tr><td></td><td>資源品
⑬　新聞紙類
⑭　雑がみ（雑誌）類
⑮　紙パック
⑯　段ボール
⑰　布（衣）類
⑱　アルミ缶
⑲　電源コード類
⑳　廃食用油</td><td>専用紙ひも、ビニール袋等</td><td>市（直営・委託収集）</td></tr>
<tr><td></td><td>粗大ごみ</td><td></td><td>市（直営・委託収集）</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接搬入ごみ（一時多量ごみ等）</td><td></td><td>市民自らが直接搬入</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業系ごみ</td><td colspan="2">許可業者搬入ごみ</td><td></td><td>事業者が市の許可業者に委託して搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接搬入ごみ</td><td></td><td>事業者自らが直接搬入</td></tr>
</table>

注）一部変則地域あり

※　資源品⑬～⑳・・・・・・・・・・８種類にそれぞれ分別し、専用紙ひもで縛るなどをして収集場所に出す。

※　処理困難ごみ⑦～⑩・・・・４種類にそれぞれ分別し、中身の見えるビニール袋等に入れて、〔陶磁器及びガラス類〕・〔プラスチック類〕・〔金属類及び破砕ごみ〕・〔びん類〕・〔かん類〕の日に収集場所の端に出す。

3　処理体系

別表のとおり

4　収集計画

収集は、市（直営又は委託業者）及び許可業者により、市長が別に定める「固形状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

5　施設概要

⑴　焼却施設

①　岩国市第一工場

所在地　岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

処理方式　連続燃焼式機械炉

処理能力　195ｔ／日（65ｔ／24ｈ×３炉）

処理対象ごみ　焼却ごみ

②　周陽環境整備センター

所在地　岩国市玖珂町 4410 番地２

処理方式　准連続燃焼式ごみ焼却炉

処理能力　60ｔ／日（30ｔ／16ｈ×２系列）

処理対象ごみ　焼却ごみ

設置者　周陽環境整備組合

組合構成市町　岩国市　周南市　和木町

③　サンライズクリーンセンター（平成 31 年 4 月 1 日稼動予定）

所在地　岩国市日の出町 2 番 75 号

処理方式　連続燃焼式ストーカ炉

処理能力　160ｔ／日（80ｔ／24ｈ×２炉）

処理対象ごみ　焼却ごみ

⑵　資源化処理施設

①　岩国市リサイクルプラザ

所在地　岩国市平田二丁目 12 番 30 号

処理能力　59ｔ／日

処理対象ごみ　陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破砕ごみ、びん類、かん類、処理困難ごみ、粗大ごみ並びにペットボトル

ア　処理方式及び処理能力

(ｱ)　びん類　手選別→自動色選別（透明、茶又はその他）　９ｔ／日

(ｲ)　かん類　手選別→磁力選別→アルミ選別→圧縮成型　６ｔ／日

(ｳ)　プラスチック類　破袋→風力選別→手選別→磁力選別→圧縮こん包　16ｔ／日

(ｴ)　不燃・粗大　破砕→風力選別→磁力選別→アルミ選別→不燃・可燃物選別　26ｔ／日

(ｵ)　ペットボトル　圧縮こん包　２ｔ／日

イ　資源化の方法

(ｱ)　びん類、プラスチック類及びペットボトル　「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）」に基づく再商品化

(ｲ)　かん類、金属類　独自ルートによる再商品化

ウ　処理残さの処理　埋立て、焼却

⑶　仮置き施設

①　岩国市本郷ごみ処理場

所在地　岩国市本郷町波野 951 番地

処理対象ごみ　全分別品目

ア　錦・美川・美和・本郷地区の焼却ごみの第一工場搬入までの仮置き施設

イ　錦・美川・美和・本郷地区の資源化ごみ、埋立てごみのリサイクルプラザ搬入までの仮置き施設

⑷　最終処分施設

①　岩国市日の出町最終処分場

所在地　岩国市日の出町２番 70 号

埋立容量　100,500 ㎥

埋立面積　19,000 ㎡

埋立方式　準好気性埋立構造・セル方式

浸出水処理能力　70 ㎥／日

浸出水処理方法　生物処理→凝集沈殿処理→活性炭吸着→消毒

処理対象ごみ　焼却残さ、破砕残渣、陶磁器及びガラス類

②　岩国市由宇不燃物処理場

所在地　岩国市由宇町 461 番地１

埋立容量　15,000 ㎥

埋立面積　3,700 ㎡

埋立方式　サンドイッチ方式

浸出水処理能力　107 ㎥／日

浸出水処理方法　沈殿及び散水ろ床方式

処理対象ごみ　陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

③　岩国市玖珂不燃物処理場

所在地　岩国市玖珂町 1974 番地

埋立容量　9,065 ㎥

埋立面積　2,500 ㎡

埋立方式　サンドイッチ方式

浸出水処理能力　17.2 ㎥／日

浸出水処理方法　沈殿ろ過方式

処理対象ごみ　陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

④　岩国市周東埋立処分場

所在地　岩国市周東町三瀬川 1781 番地
埋立容量　20,400 ㎥
埋立面積　4,700 ㎡
埋立方式　サンドイッチ方式
浸出水処理能力　29 ㎥／日
浸出水処理方法　沈殿及び散水ろ床方式
処理対象ごみ　陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

第３章　生活排水処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる２つの基本理念①生活雑排水処理の推進②市民、事業者、行政の協働による取組みの下、(1)生活排水処理の推進(2)し尿・汚泥の適正処理推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然環境と都市が共生するまち～川や海が美しく保たれ、おいしい水に恵まれている～』の実現を目指します。

１　目標達成に向けての具体的な施策

⑴　生活排水処理の推進

項　目	施　策	
１生活排水処理施設整備	公共下水道整備推進	事業計画に基づき、一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区、周南処理区の４処理区について、国土交通省の予算で整備を行う。 更に尾津処理区については防衛省の予算によって川下地区の整備も進めていく。
	農業集落排水整備推進	整備済の地区において、施設の利用促進を図り生活排水処理を進める。
	浄化槽の整備推進	公共下水道・集落排水の処理区以外の地域に、年間 240 基の設置整備を進める。また、単独浄化槽の撤去について一部補助を行い、合併浄化槽への切替えを促進する。
２生活雑排水の適正処理推進	家庭での取組推進	下水道の日のイベントにおいて、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、「親子で体験」を通じて学習する機会も作る。
	水洗化の普及・啓発	ホームページや広報等での啓発を分かりやすいものとなるように工夫し、集合処理施設への接続、合併浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への切替え促進を図る。
	浄化槽の適正管理	浄化槽設置時における誓約書や、広報、浄化槽の日のイベント等での啓発により、浄化槽の適正な保守・点検や清掃等を促進する。 また、清掃業者や保守点検業者に指導し、業者による啓発を行うなど、情報提供の機会を増やす。

⑵　し尿・汚泥の適正処理推進

項　目	施　策	
1 排出抑制の推進	浄化槽に関する知識の向上	市民に情報提供を行い、浄化槽管理者としての正しい知識と意識の向上を図る。
	浄化槽清掃事業者の指導	浄化槽の清掃業者に対して、清掃及び汚泥の引き抜きを法に基づき適正に行うよう指導する。
2 有効利用の促進	脱水汚泥の有効利用	玖西環境衛生組合「玖西汚泥再生処理施設真水苑」では一部を堆肥化処理、周東環境衛生組合「周東環境衛生組合衛生センター」では委託による堆肥化を継続する。
3 収集・運搬計画	処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化	玖北地域のし尿及び浄化槽汚泥のみすみクリーンセンターでの集約処理を開始する。 玖北地域のし尿処理を行っていたにしきクリーンセンターは、中間貯留施設が整備されるまで一時貯留施設として活用する。
	収集運搬体制の維持・許可業者指導	現在の許可業者によるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を維持する。 量的、質的に安定した収集運搬が行えるよう指導する。
	し尿収集運搬業の許可	安定かつ継続した収集運搬を行わせるため、新たな許可は行わないものとする。
4 中間処理計画・最終処分計画	みすみクリーンセンターによる集約処理	玖北地域のし尿及び浄化槽汚泥のみすみクリーンセンターでの集約処理を開始する。 にしきクリーンセンターの活用方法変更等にかかる各種手続きを行うとともに、一時貯留するための中間貯留施設設置の実施設計を行う。
5 その他の計画	災害廃棄物対策	災害時に発生するし尿等は、「岩国市地域防災計画」「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」等に従い、適正処理を行う。 また、平成 29 年度実施された環境省モデル事業の成果を踏まえ「岩国市災害廃棄物処理計画」の策定を行う。

・重点施策について

① 処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を処理しているにしきクリーンセンターについて、老朽化が著しく、処理能力を維持するためには大規模改修等が必要となることから、費用対効果を考慮し、みすみクリーンセンターに集約することとします。

また、当面、にしきクリーンセンターを一時貯留施設として活用するが、より効率的な運搬を目指し、一時貯留するための中間貯留施設設置に向けた実施設計を行う。

② 新焼却施設「サンライズクリーンセンター」への汚泥、し渣等の搬入

新焼却施設の稼動にあわせて、みすみクリーンセンターで発生する汚泥、し渣等を新焼却施設に搬入し焼却処分する。

⑶ 施策展開

市民や事業者の意識向上、取組を実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画のスケジュールに沿って施策を展開します。

2 液状一般廃棄物の種類

⑴ し尿

⑵ 浄化槽汚泥

3 収集計画

収集は、市長が別に定める「液状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

⑴ し尿 市（直営）と許可業者により、おおむね月１回実施します。

⑵ 浄化槽汚泥 許可業者により、随時実施します。

4 し尿処理施設概要

⑴ 岩国市みすみクリーンセンター

所在地 岩国市三角町三丁目２番７号
処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力 129kl／日（し尿 21.8kl／日 浄化槽汚泥 107.2kl／日）
残渣の処理 場内施設にて焼却後、日の出町最終処分場に埋立て

⑵ 岩国市にしきクリーンセンター

（岩国市みすみクリーンセンターへの集約完了後、稼動停止）
所在地 岩国市錦町野谷 1210 番地１
処理方式 標準脱窒処理法式＋高度処理
処理能力 12kl／日（し尿 7.2kl／日 浄化槽汚泥 4.8kl／日）
残渣の処理 第一工場にて焼却処理

⑶　玖西汚泥再生処理施設「真水苑」

所在地　岩国市玖珂町 1401 番 1
処理方式　膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力　し尿等 28kl／日　生ごみ 50kg／日
設置者　玖西環境衛生組合
組合構成市　周南市　岩国市

⑷　周東環境衛生組合衛生センター

所在地　柳井市神代 2805 番地
処理方式　標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力　120kl／日
設置者　周東環境衛生組合
組合構成市町　柳井市　田布施町　平生町　上関町　岩国市

第４章　計画の進行管理

本計画に記載した施策及び事業を着実に実施・推進するため、取り組みの状況や目標値の達成状況などを、ホームページ等で公表します。

別表　ごみ処理体系

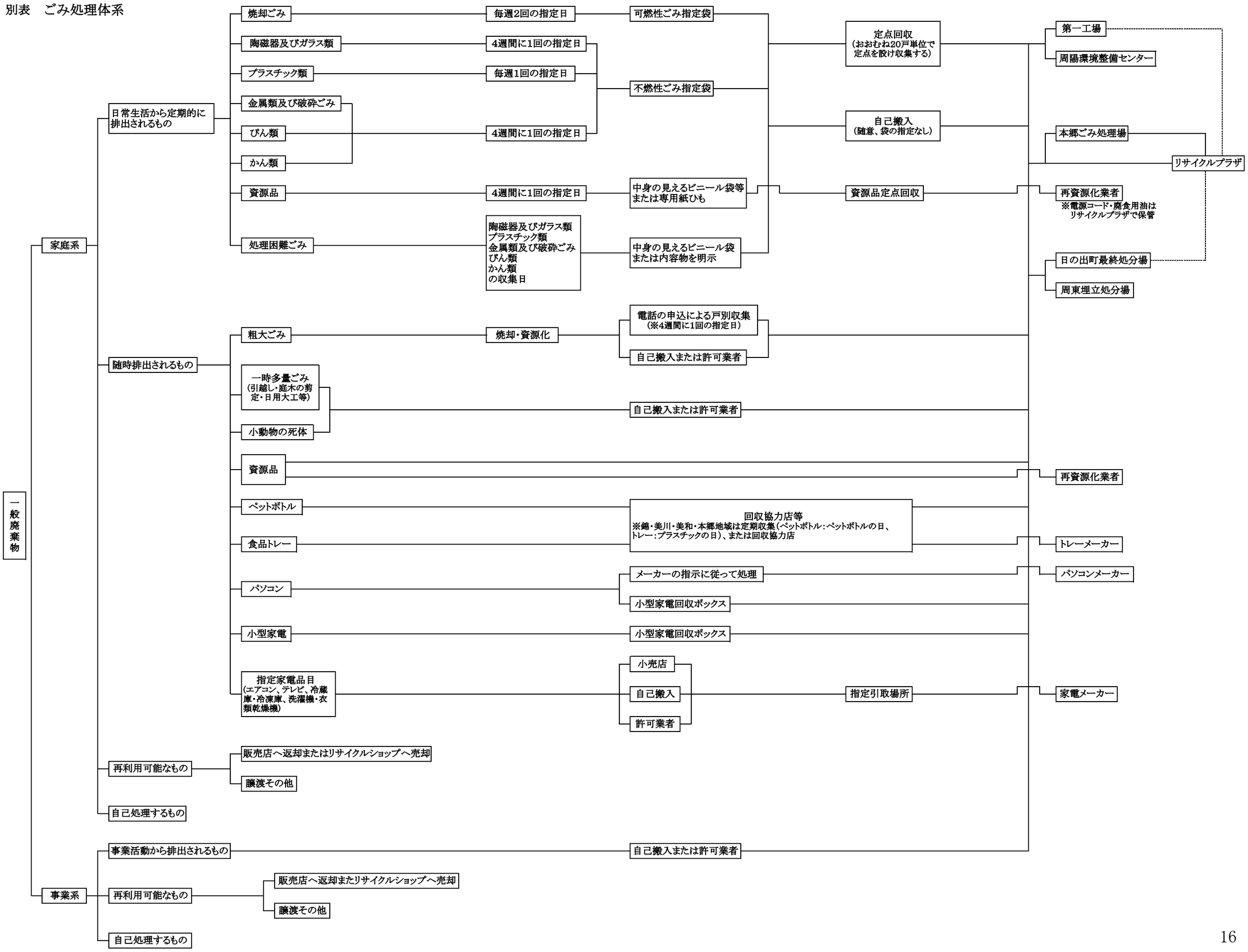
一般廃棄物
家庭系
日常生活から定期的に排出されるもの
焼却ごみ
毎週2回の指定日
可燃性ごみ指定袋
陶磁器及びガラス類
4週間に1回の指定日
プラスチック類
毎週1回の指定日
不燃性ごみ指定袋
金属類及び破砕ごみ
びん類
4週間に1回の指定日
かん類
資源品
4週間に1回の指定日
中身の見えるビニール袋等または専用紙ひも
処理困難ごみ
陶磁器及びガラス類
プラスチック類
金属類及び破砕ごみ
びん類
かん類
の収集日
中身の見えるビニール袋または内容物を明示
定点回収
（おおむね20戸単位で定点を設け収集する）
自己搬入
（随意、袋の指定なし）
資源品定点回収
第一工場
周陽環境整備センター
本郷ごみ処理場
リサイクルプラザ
再資源化業者
※電源コード・廃食用油はリサイクルプラザで保管
日の出町最終処分場
周東埋立処分場
随時排出されるもの
粗大ごみ
焼却・資源化
電話の申込による戸別収集
（※4週間に1回の指定日）
自己搬入または許可業者
一時多量ごみ
（引越し・庭木の剪定・日用大工等）
小動物の死体
自己搬入または許可業者
資源品
再資源化業者
ペットボトル
食品トレー
回収協力店等
※錦・美川・美和・本郷地域は定期収集（ペットボトル：ペットボトルの日、トレー：プラスチックの日）、または回収協力店
トレーメーカー
パソコン
メーカーの指示に従って処理
小型家電回収ボックス
パソコンメーカー
小型家電
小型家電回収ボックス
指定家電品目
（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
小売店
自己搬入
許可業者
指定引取場所
家電メーカー
再利用可能なもの
販売店へ返却またはリサイクルショップへ売却
譲渡その他
自己処理するもの
事業系
事業活動から排出されるもの
自己搬入または許可業者
再利用可能なもの
販売店へ返却またリサイクルショップへ売却
譲渡その他
自己処理するもの

平成30年度固形状一般廃棄物収集計画表（№1）

区分		焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破砕ごみ	びん類	かん類	資源品	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	粗大ごみ
直　営		師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田・持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	川口町一・二丁目、三笠町二丁目の一部・三丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町一・二丁目、飯田町二丁目、御庄、師木野（六呂師・叶木を含む）、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、北河内（荒瀬谷）、藤河の一部、南河内、愛宕町、横山、川西、牛野谷町、平田一・二・三・四・五丁目の一部・六丁目、海土路町二丁目の一部、藤生町三丁目の一部（中電社宅）	麻里布町四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町二丁目、御庄、師木野（六呂師・叶木を含む）、今津町二・三丁目、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、北河内（荒瀬谷）、門前町一丁目の一部、愛宕町、平田一丁目の一部・二・三・四・五・六丁目、灘町、海土路町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町、黒磯町二丁目の一部・三丁目	岩国地域（紙パック・布類・廃食用油・電源コードのみ）、 川下・錦見（軽コース）、小瀬（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）、北河内（荒瀬谷）の全品目	岩国地域	岩国地域
委託	㈲森下清掃舎	麻里布町一・四・五・七丁目の一部、東地区、立石町、砂山町、室の木町、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、尾津町、川下地区、南岩国町二丁目の一部	東地区、立石町、砂山町、室の木町、今津町、装港地区、小瀬の一部、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、川下地区、横山、川西、平田二・三・六丁目	錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、御庄、柱野、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、楠町三丁目の一部(軽コース)、中津町一丁目の一部・二・三丁目、車町、川下町、旭町、南岩国町二丁目の一部	元町一・二・三丁目・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町、川下地区、平田一・四・五丁目、灘町、海土路町、藤生町一・三丁目の一部	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、門前町三丁目の一部・四・五丁目、尾津町三・四・五丁目、川下地区、灘町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・五丁目の一部、平田五丁目の一部、藤生町一丁目の一部	川口町、三笠町、立石町、砂山町一丁目、室の木町一・四丁目、小瀬の一部、中津町三丁目、車町二丁目の一部（軽コース）・三丁目、川下町三丁目、旭町、川西、平田一丁目の一部	岩国地域 新聞、 雑紙、 ダンボール、 アルミ缶	—	—
	㈲横田清掃舎	岩国、錦見、今津町、藤河、南河内、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、愛宕町、牛野谷町、通津の一部、平田一丁目の一部（ガーデンシティ）・二・三丁目の一部・四・五丁目、南岩国町一丁目・二丁目の一部・三・四・五丁目、灘地区	麻里布町、岩国、錦見、御庄、柱野、山手町、通津、平田一・四・五丁目、灘地区、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目	岩国、今津町、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四・五丁目、尾津町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、愛宕町、楠町一・二丁目・三丁目の一部、中津町一丁目の一部、牛野谷町、灘町、海土路町一・二丁目の一部、南岩国町一・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町一・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町一・二・三丁目の一部・四丁目	麻里布町、岩国、錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、今津町、山手町	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、岩国、錦見、立石町、砂山町、室の木町、今津町、山手町、装港地区、小瀬の一部、門前町一丁目の一部・二丁目・三丁目の一部、海土路町一・二丁目の一部、南岩国町四・五丁目の一部、藤生町一丁目の一部・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町二・三丁目、青木町二丁目の一部・四丁目	岩国、錦見、砂山町二丁目、室の木町二・三・五丁目、今津町一・四・五・六丁目、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、楠町、中津町一・二丁目、車町一・二丁目の一部、川下町一・二丁目、牛野谷町	岩国地域 新聞、 雑紙、 ダンボール、 アルミ缶	—	—
	㈱西部ビルメン	麻里布町二・三・六・七丁目の一部、御庄、柱野、山手町、通津の一部、平田三丁目の一部・六丁目、南岩国町二丁目の一部	—	通津、平田一丁目の一部・三丁目の一部・四・五丁目の一部	通津、藤生町二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町、保津町	三笠町一・二丁目の一部・三丁目の一部、元町一・二・三丁目・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、尾津町二丁目の一部、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、通津、黒磯町一丁目、青木町一・二丁目の一部・三丁目、保津町	麻里布町一・二・三・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、山手町、横山、通津、黒磯町一・二丁目の一部、青木町、保津町	岩国地域 新聞、 雑紙、 ダンボール、 アルミ缶	—	—

	㈲ 清 流 産 業	装港地区、小瀬の一部、横山、川西、平田一丁目の一部	—	麻里布町、元町一・二・三・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、山手町、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、尾津町一丁目の一部・二丁目の一部、南岩国町二丁目の一部、横山、川西、平田一丁目の一部・二・三・五丁目の一部・六丁目、南岩国町二丁目の一部、海土路町二丁目の一部、藤生町三丁目の一部、青木町三丁目の一部、保津町一・二丁目	御庄、柱野、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、横山、川西、平田二・三・六丁目、南岩国町二丁目（トーヨド団地）	藤河の一部、北河内（荒瀬谷を除く）、尾津町一・二丁目の一部、門前町一丁目の一部・三丁目の一部	元町一・二・三・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、尾津町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部	岩国地域 新聞、 雑紙、 ダンボール、 アルミ缶	—	—
許　　可		一般許可　17 業者（許可区域　岩国地域）　㈲毎日清掃舎、㈲岩国コレクトサービス、㈱ガンシン、岩国衛生㈱、㈱大草産業、㈲錦衛生舎、山陽商会、㈱西部ビルメン、信和産業、㈲昭和産業、㈱クロカワ、サマンサジャパン、㈱アイン、㈲金山商店、榎本産業㈱、㈲清流産業、錦川森林組合								
※　柱島三島のごみ収集、運搬は、地元に委託										

平成30年度固形状一般廃棄物収集計画表（№2）

区分		焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破砕ごみ	びん類	かん類	資源品	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	粗大ごみ
直営		－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託	㈲由宇衛生社	由宇町	－	－	－	－	由宇町	由宇町	－	由宇町
	㈱坊野興業	－	由宇町	由宇町	由宇町	由宇町	－	－	由宇町	－
	㈲兼年工業	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)	－	玖珂町 (野地・柳井田上・柳井田中・柳井田下・大田・台の橋・雇用促進住宅・瀬田上・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・市頭・本町上・本町下・駅通・新市1区・新市2区・新町上・新町下)
	㈲ヤマト	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)	玖珂町	玖珂町 (上谷・下谷・鈴明路・中野口・河内地・野口上・野口下1区・野口下2区・阿山上・阿山下・阿山北・千束・臼田・谷津上・谷津下1区・谷津下2区・鞍掛・上市北・上市南)
	㈲松永	周東町	－	－	－	－	－	周東町	－	－
	建物美研㈲	－	－	周東町	－	－	－	－	周東町	－
	㈱石川組	－	周東町	－	－	周東町	－	－	－	－
	小林商店	－	－	－	周東町	－	周東町	－	－	周東町
	㈱シーパーツ	－	－	－	－	－	－	周東町	－	－
	㈲クリーンホーム	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	錦町、美川町	－	錦町、美川町	－
	㈲クリーンホーム	－	－	－	－	－	－	錦町、美川町 美和町、本郷町	－	錦町、美川町 美和町、本郷町
	㈱亀乃家	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	－	美和町	－
	本郷環境組合	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	－	本郷町	－

許　　可	一般許可 ○由宇町　　６業者（許可区域　由宇地域）　㈱坊野興業、㈱大原組、㈲由宇衛生社、㈲メディカルダスト、㈱由宇建材、㈱森野組 ○玖珂町　　14業者（許可区域　玖珂地域）　㈲兼年工業、㈲橋本組、㈱石川組、㈲松永、㈱中村組、山口県東部森林組合、㈱田村土木、㈲昭和産業、㈲メディカルダスト、信和産業、㈱西部ビルメン、㈱坊野興業、㈱大原組、㈲ヤマト ○周東町　　20業者（許可区域　周東地域）　㈱石川組、建物美研㈲、㈱キタバタ、㈱坊野興業、㈱大原組、㈲兼年工業、㈲橋本組、㈲昭和産業、㈲メディカルダスト、光井興産㈲、㈱西部ビルメン、㈱タイナカ運送、㈱クリーンサポートヒラタ、㈲松永、㈱中村組、㈲ヤマト、㈲あらい環境サービス、山口県東部森林組合、奥林造園、信和産業 ○錦　町　　６業者（許可区域　錦　地域）　山陽商会、㈲平田工務店、錦川森林組合、㈱にしき、西日本高速道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ中国㈱、(有)クリーンホーム ○美川町　　３業者（許可区域　美川地域）　錦川森林組合、野原建設㈱、(有)クリーンホーム ○美和町　　６業者（許可区域　美和地域）　山陽商会、山口県東部建設副産物協同組合、光井興産㈲、㈲平田工務店、錦川森林組合、(有)クリーンホーム ○本郷町　　２業者（許可区域　本郷地域）　錦川森林組合、(有)クリーンホーム

平成30年度 液状一般廃棄物収集計画表（№1）

区　分	し　尿　収　集	浄化槽汚泥 収　集	浄化槽 清　掃
岩国衛生（株） 岩国市川西四丁目1番9号 電話　43-1201	岩国三丁目・四丁目・五丁目、 錦見一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・七丁目、八丁目、川西 今津町一丁目・今津町二丁目・三丁目・四丁目・六丁目、山手町、室の木町、砂山町、立石町、麻里布町一丁目1番1号、 麻里布町二丁目10番46号・47号・74号、 川口町、三笠町、元町、昭和町、飯田町、 桂町、日の出町、新港町、装束町 海土路町、藤生町、黒磯町、青木町、保津町、藤河（関戸、多田、阿品、田原）、小瀬 北河内（守内、瓦谷、杭名、下、行波、天尾、二鹿、相の谷）	岩国地域	岩国地域
(有)錦衛生舎 岩国市門前町五丁目6番2号 電話　31-7268	岩国一丁目・二丁目、横山、錦見五丁目・六丁目、今津町五丁目、麻里布町（麻里布一丁目1番1号、麻里布町二丁目10番46号・47号・74号は除く）、 楠町、中津町、車町、川下町、旭町、三角町 牛野谷町、門前町、尾津町、愛宕町 平田、南岩国町、灘町、通津（長野、通津） 御庄（御庄、持国、大谷） 師木野（柱野、六呂師、叶木） 南河内（土生、角、保木、上田、寺山、近延、行正、入野、大山、廿木、伊房、竹安）	岩国地域	岩国地域
柱島環境衛生組合	柱島	—	—
端島環境衛生組合	端島	—	—
黒島環境衛生組合	黒島	—	—

平成 30 年度 液状一般廃棄物収集計画表（№2）

区　分	し　尿　収　集	浄化槽汚泥 収　集	浄化槽 清　掃
（有）トキワ衛生社 岩国市玖珂町 549-3 電話　82-2266	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町
（有）由宇衛生社 岩国市由宇町 3087 電話　63-0140	由宇町	由宇町	由宇町
(有)クリーンホーム 岩国市美川町小川 1209 電話　76-0063	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町